

【特別論考】

中国の高等教育における卒業と学位

The Graduation of Higher Education and Degree in China

京都大学大学院教育学研究科・教授 南部 広孝

NANBU Hirotaka

(Professor, Graduate School of Education, Kyoto University)

キーワード：中国、学位

はじめに

学位は、もともと中世ヨーロッパでの大学制度発足当時から「国際的通用性のある大学教育修了者相当の能力証明として」発展してきており、「学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するという原則が国際的にも定着して」いる¹。すなわち、本来的には「大学又は大学院教育修了相当の一定水準の知識・能力の証明として」²大学によって授与され、国際的に通用するもののはずである。しかし同時に、学位の前提となる大学での教育の内容や水準は、それぞれの国における制度的枠組みのなかで決まっていた、国を越えて統一されているわけではない。また、学位授与権が付与される機関の条件や基準が国際的に定められているわけでもない。つまり、学位そのものは国を越えて通用するものとだともなされる一方で、どのような学位がどのように授与されるのか、その前提として大学教育はどのような内容でどのように展開されているのかは、実際には各国の文脈に依存して決められている。

日本では「留学生 30 万人計画」などを通じて受け入れ外国人留学生の増加が図られているが、周知のように、日本の高等教育を受ける外国人留学生では中国からの留学生が多数を占めている。2017年の統計では、大学、大学院、短期大学に在籍する外国人留学生（12万5,834人）の50.3%が中国人留学生であり、そのうち大学院段階（4万6,373人）では55.9%が中国出身となっている³。彼らが本国においてどのような教育課程で学び、その成果としてどのような資格や証書がどのように与えられているのかを明らかにすることは、日中間の教育交流、また日本における留学生の受け入れを促進する

¹ 鈴木勲編著『逐条学校教育法（第8次改訂版）』学陽書房、2016年、954頁。

² 同上。

³ 文部科学省編集『文部科学統計要覧 平成30年版（2018）』株式会社ブルーホップ、2018年、122頁。

うえでも重要であると考える。

そこで本稿では、中国の高等教育制度及び学位制度を確認しつつ、同国における学位のありようを特に教育課程の修了（＝卒業）との関係から検討することを目的とする。

1. 中国高等教育の基本的構造

中国の高等教育制度は多様な類型の機関と多様な種類の教育から構成されており、しかもそれらが複雑に組み合わせられている。ここではその構造を、機関の類型と教育の種類に注目して整理する。

（1）高等教育機関の類型

中国において高等教育機関は第一に、主として担う教育の種類に対応して大きく、普通高等教育機関、成人高等教育機関、軍事高等教育機関に分けられる。普通高等教育機関は、日本で大学や短期大学というときにイメージする機関に最も近く、全日制の課程を中心に教育を提供している。これに対して成人高等教育機関は、在職者を主たる対象とした教育の提供を目的としている。軍事高等教育機関は、人民解放軍や武装警察部が所管する高等教育機関だが、学位授与権が与えられるとか、重点的財政支援の対象になるといった点は普通高等教育機関と共通している。

21世紀に入って以降の、普通高等教育機関及び成人高等教育機関の機関数の変化をまとめたのが表1である。普通高等教育機関の数は1980年代に1,000校を超え、それ以降は機関の合併が進んだこともあって機関数にはあまり大きな変化が見られなかったが、2000年前後から増加に向かい、15年間で2倍以上になっている。学位の授与と関係する本科課程を有する機関も同様に、大きく増加していることが見て取れる。これに対して成人高等教育機関は、この間一貫して減少傾向にある。なお、軍事高等教育機関は教育統計に含まれないため、その正確な機関数は不明だが、近年合併が進められて減少しているようであり、現在は43校となっている⁴。

表1 高等教育機関数の変化（単位：校）

	2001年	2006年	2011年	2016年
普通高等教育機関 (うち本科課程を有する機関)	1,225 (597)	1,867 (720)	2,409 (1,129)	2,596 (1,237)
成人高等教育機関	686	444	353	284

出典：各年の教育統計年鑑（中華人民共和国教育部発展規劃司編）より筆者作成。

⁴ 「国防部公布調整改革後軍隊院校名称」（2017年6月29日）（http://www.mod.gov.cn/info/2017-06/29/content_4784010.htm、2018年7月30日最終確認）。

第二に、高等教育機関の名称としては大学、学院、専科学校などがある。これらの名称は、上記のどの種別でも同じように用いられている。大学や学院は一般に学士課程段階（本科課程）以上の教育を提供するが、短期の高等職業教育課程（専科課程）のみを提供する普通高等教育機関でも職業技術学院や職業学院などの名称を持つことがあり、こうした名称だけから機関の種別やその機関が提供する教育課程の段階を把握するのは容易ではない。

第三に、設置形態に注目すると、中央省庁が所管する機関、地方政府が所管する機関と、日本の私立大学に相当する民営高等教育機関とに分けることができる。2016年時点の普通高等教育機関2,596校についてみるとそれぞれ118校（機関数全体の4.5%）、1,737校（同66.9%）、741校（同28.5%）であり、地方政府が主管する、日本でいえば公立の機関が主体になっている。なお、中央省庁が所管する機関118校のうち42校は、工業・情報化部や交通運輸部、国家民族事務委員会など、日本の文部科学省にあたる教育部ではない省庁が所管する高等教育機関である。地方政府が所管する高等教育機関についても、短期課程のみを提供する機関を中心に教育行政部門以外の部署が所管することが多い。また、これら普通高等教育機関のなかには、寧波ノッティンガム大学（寧波諾丁漢大学）や上海ニューヨーク大学（上海紐約大学）といった内外協力で設置された高等教育機関⁵も含まれている。成人高等教育機関も、大部分が地方政府所管の機関である。このように現在は、地方政府が所管する機関と民営高等教育機関が数の点では主要な類型になっているが、システムの中核を占めているのは依然として中央省庁、特に教育部が所管する普通高等教育機関である。

なお、機関類型の1つとして、重点的な財政支援を行うよう選定された高等教育機関群があることにも言及しておきたい。1990年代半ばから、世界のトップレベルに追いつき、世界一流大学を形成しようとする「211プロジェクト」や「985プロジェクト」が展開され、前者の「211プロジェクト」では100校余り、「985プロジェクト」では約40校が対象として選ばれた。2015年になると、こうしたプロジェクトに続いて、世界一流の大学と一流の専門分野を形成するという意味で「双一流」と略称されるプロジェクトが提案され、2017年9月に対象となる高等教育機関（計137校）が発表された⁶。このうち42校は機関レベルでの整備が進められ、残りの95校は機関内の特定専門分野を重点的に整備することになっている。137校のうち134校は普通高等教育機関であるが、残りの3校は軍事高等教育機関である。また、機関レベルでの整備を行う42校のうち、1校は軍事高等教育機関、3校は地方政府が所管する高等教育機関で、それ以外の38校は中央省庁が所管する機関である。

⁵ 内外協力で設置される高等教育機関については、南部広孝「中国におけるトランスナショナル高等教育—高等教育段階での『内外協力による学校運営』—」杉本均編『トランスナショナル高等教育の国際比較—留学概念の転換』東信堂、2014年、153-168頁などを参照のこと。

⁶ 教育部、財政部、国家発展改革委員会「關於公布世界一流大学和一流学科建設高校及建設学科名单的通知」（2017年9月20日）（http://www.moe.gov.cn/srcsite/A22/moe_843/201709/t20170921_314942.html、2018年8月2日最終確認）。

(2) 高等教育の種類

学歴の取得を目的とした高等教育はまず、目的や方法によって大きく、普通高等教育、成人高等教育、軍事高等教育の3つの種類に分けることができる。このうち、普通高等教育は全日制で、通常は対面式で教育が行われる。大部分は普通高等教育機関で行われているが、ごく一部は成人高等教育機関でも提供されている。成人高等教育はテレビ・ラジオの利用や通信制により教育を行ったり、夜間や週末といった余暇の時間を利用して教育を行ったりする。成人高等教育機関はこのような教育の提供を主として担っているが、現在は成人高等教育を受ける学生の大多数は普通高等教育機関に開設された成人高等教育部門で学んでおり、成人高等教育機関に在籍しているのはかなり少数になっている。具体的に見ると、2016年には成人高等教育を受ける学生が584万3,883人いたが、このうち普通高等教育機関で在学している者が549万6,113人(全体の94.0%)だったのに対して、成人高等教育機関に在籍している者は34万7,770人(6.0%)にとどまっている⁷。このように、普通高等教育と成人高等教育は、普通高等教育機関及び成人高等教育機関とそれぞれ一対一では対応していないことには注意が必要である⁸。これに対して軍事高等教育は、人民解放軍や武装警察部関係の人材を養成することを目的とした教育であり、軍事高等教育機関で行われている。もっとも、必ずしも軍事に関する分野だけでなく、医学や外国語、法学などの専攻も開設されている。

これらに加えて、1999年からはインターネットを利用した(Web-based)教育課程も正式に導入されており、普通高等教育機関を中心に提供されている。学習は一般に、文字教材を用いて、インターネットを通じて学習指導を受けたり議論に参加したりするとともに、学習センターで対面式の指導を受け、学習を終えれば試験に参加するという手順で進められる。単位制が採られ、修業年限は通常の高等教育よりも長く設定されている⁹。この教育課程の卒業生にも、国が学歴を承認する卒業証書が授与される。

また、教育課程の段階に注目すれば、大きく大学院課程、本科課程(日本の学士課程に相当)、専科課程に分けることができ、大学院課程は、博士課程(3年)と碩士課程(3年。日本の修士課程に相当)から構成されている。博士課程と碩士課程それぞれの課程を終えれば卒業となり、そのうえで条件を満たせばそれぞれ博士学位、碩士学位が授与される。大学院教育は、普通高等教育機関と軍事高等教育機関で行われているほか、中国科学院傘下の研究所やその他の科学研究機関でも実施されている。本科課程は日本の学部教育に相当する4~5年制の課程であり、この課程を終えれば卒業証書が交付さ

⁷ 以上の統計は、中華人民共和国教育部発展規劃司編『中国教育統計年鑑 2016』中国統計出版社、2017年、36-37頁による。

⁸ 例えば、ある普通高等教育機関が成人高等教育やインターネットを利用した教育も実施している場合、同じ本科課程の学生であっても、普通高等教育を受ける学生、成人高等教育を受ける学生、インターネットを利用した本科課程で学ぶ学生などに区分されており、卒業証書にもどの区分での卒業なのかが記載される。

⁹ 中国成人教育協会組編『中国成人教育改革発展三十年』高等教育出版社、2008年、64-66頁。

れ、こちらも卒業したうえで条件を満たした者には学士学位が授与される。そして、専科課程は2～3年制の短期高等教育の課程である。

これらの教育課程の段階と高等教育機関との関係を整理すれば、普通高等教育機関と軍事高等教育機関には上記のすべての教育課程が存在するが、成人高等教育機関では本科課程と専科課程は開設されるものの、大学院教育は提供されない。インターネットを利用した教育課程でも本科課程と専科課程だけが開設されている。

2001年以降における教育段階別在学学生数の変化をまとめたのが表2である。中国では1999年から学生数の大幅な拡大が図られてきたが、2001年からの15年間で、本科課程、碩士課程、博士課程の在学学生数はそれぞれ、4.0倍、5.4倍、4.0倍と大きく拡大している。また、表3は、2016年時点での本科課程及び専科課程の在学学生数を教育の種類に注目して整理したものである。軍事高等教育に関しては統計が公表されていないため含まれていない。どちらの課程についても普通高等教育を受ける学生が大きな割合を占める一方、本科課程では成人高等教育を受ける学生とインターネットを利用した教育課程で学ぶ学生がほぼ同数であり、専科課程では後者の方が大きくなっている。

表2 教育段階別在学学生数の変化 (単位：万人)

	2001年	2006年	2011年	2016年
博士課程	8.6	20.8	27.1	34.2
碩士課程	30.6	89.7	137.5	163.9
本科課程	535.3	1,285.1	1,758.7	2,115.6
専科課程	639.7	1,258.0	1,589.7	1,809.6

出典：各年の教育統計年鑑（中華人民共和国教育部発展規劃司編）より筆者作成。

表3 本科課程及び専科課程の在学学生数（2016年） (単位：万人)

	合計	普通高等教育	成人高等教育	インターネット を利用した教育
本科課程	2,115.6	1,613.0	268.7	233.9
専科課程	1,809.6	1,082.9	315.7	411.0

出典：中華人民共和国教育部発展規劃司編『教育統計年鑑 2016』中国統計出版社、2017年、25頁より筆者作成。

2. 高等教育独学試験制度

前節で説明した各種の正規高等教育機関で提供されている教育のほか、中国において高等教育修了

学歴及び学位取得に至るルートとして高等教育独学試験制度¹⁰がある。

1980年に導入されたこの制度は、導入当初は文化大革命（以下、文革と略）により高等教育を受けることができなかった者の学歴を承認するための試験制度として設計されたが、1980年代末までには「独学者に対して行う学歴試験を主とする高等教育国家試験であり、個人の独学、社会による学習支援と国の試験を結びつけた高等教育の形式である」（「高等教育独学試験暫定条例」第2条）と定義されるようになった。簡単に言えば、個人が自らの学習を通じて得た知識や技能を国が試験によって認定し、高等教育修了学歴を与える制度である。制度の名称が示すとおり、想定されている主要な学習方法は試験に参加する個人の独学であり、その独学という方法も含めてどのような学習方法を選ぶかは問われない。独学試験参加者を対象とした学習支援活動は様々な形式で展開されているが、そうした活動を含めて特定の教育機関に在籍する必要はない。また、試験に参加するにあたって年齢やそれまでの学歴が問われることもない。後期中等教育の修了が絶対的な条件ではないため、制度上は、例えば10代半ばで¹¹前期中等教育修了のみの者でも高等教育修了学歴を得ることが可能である。

高等教育独学試験制度では、各省・直轄市・自治区（日本の都道府県に相当。以下、省と略）を単位として専攻が開設され、その専攻で必要とされる試験科目が決められる。専攻には、専科課程段階のものと本科課程段階のもの、それから「独立本科」課程と呼ばれるものがある。前二者はすでに述べた正規の高等教育におけるそれぞれの課程と対応しており、最後の「独立本科」課程は、本科課程の内容から同一専攻の専科課程で履修する科目を除いて構成されている¹²。すなわち、これら3つの課程は、専科課程に続いて「独立本科」課程を終えれば本科課程を履修したことになるという関係にある。正規の高等教育機関で専科課程を終えた者が「独立本科」課程の試験を受けることも認められている。高等教育独学試験制度の導入当初は専科課程段階の専攻を主とすることになっていたが、特に1990年代末から、どちらかと言えば専科課程段階に重点を置いて普通高等教育を受ける学生の大幅な拡大が図られたため、「独立本科」課程を主とする本科課程の受験者が増加するようになっている。

試験は基本的には年2回実施され、それぞれの専攻の試験科目が数年にわたって配分される。試験参加者は、自らが学習を希望する専攻について各回に割り当てられた科目の中からいくつかを選んで受験することになる。ある回にどの科目の試験も受けなくてもかまわない。ある科目に合格すればその科目の単科合格証書が交付され、当該専攻で規定されたすべての科目で試験に合格して、規定の実践部分の検査にも合格するとともに、思想道德の判定に合格すれば、専科課程あるいは本科課程の卒

¹⁰ 以下の記述も含め、この制度の導入と展開については、南部広孝『中国高等教育独学試験制度の展開』東信堂、2009年に詳しい。

¹¹ なお中国では、早期入学や飛び級・飛び入学が行われているため、普通高等教育を受ける学生であっても18歳未満である可能性があることには注意が必要である。

¹² このように専科課程卒業者を対象に未履修の内容のみを学ばせる課程は成人高等教育の本科課程にも同じように存在しており、それは「専昇本」課程と呼ばれている。

業証書¹³が交付される。この卒業証書は、各省に設置された高等教育独学試験委員会と、その専攻の試験を主管する高等教育機関が共同で署名することになっている。卒業証書を取得した者は、国によってその学歴が承認される¹⁴。

表4は、2001年以降における高等教育独学試験の受験志願者数及び卒業生数の変化をまとめたものである。この間、本科課程と専科課程をあわせた全体の受験志願者数は減少傾向にあるものの、先にも述べたように、課程別では本科課程（「独立本科」課程を含む）が主になってきていることがわかる。なお、1980年に制度が導入されて以降、2016年までにこの制度を通じて卒業証書を得た者は、専科課程では757万2,877人、本科課程では724万266人である。特に本科課程では、2000年までの卒業生が33万6,434人だったのに対して、2001年以降の16年間では690万3,832人（この間専科課程の卒業生は483万3,002人）となっており、この点でも近年は本科課程が大きく拡大し、専科課程から本科課程に制度の重点が移っていることが確認される¹⁵。

表4 高等教育独学試験の受験志願者数及び卒業生数の変化（単位：万人）

		2001年	2006年	2011年	2016年
受験志願者数	本科課程	234.7	291.0	340.7	214.6
	専科課程	436.7	202.5	154.8	60.4
卒業生数	本科課程	16.2	41.2	51.1	51.8
	専科課程	47.9	27.1	23.2	16.0

出典：各年の教育統計年鑑（中華人民共和国教育部発展規劃司編）より筆者作成。

注：受験志願者数は各年の上半期のみを挙げている。卒業生数は上半期、下半期の合計である。

このように、中国の高等教育においては、各種の正規高等教育機関で大学院課程（碩士課程、博士課程）が設置されるとともに本科課程、専科課程が置かれ、あわせて高等教育独学試験制度においても本科課程、専科課程として専攻の設置が行われている。次に見る学位制度との関係で重要なのは、これらの教育課程の修了は、どのような機関種別、制度であるかを問わず、国によって同等の学歴として認められることになっているという点である。

¹³ 本文でも述べたように、独学試験では特定の教育機関に在籍する必要はないので、卒業という語を用いるのは適当ではないかもしれない。しかしこの制度では修了時に授与される証書は卒業証書と呼ばれているため、ここではそのままの語を用いる。

¹⁴ この制度は従来在職者の知識や技能を認定することが主たる目的として想定されていたが、制度が定着するにつれて就職経験のない若者の参加が増加した（南部、前掲書、2009年、120-140頁）。その結果として、独学試験の卒業証書をもって海外留学しようとするケースも増えている。中国人留學生の受け入れにあたってはこうした学歴の存在を理解しておくことも重要である。

¹⁵ 『中国教育統計年鑑』（中華人民共和国教育部発展規劃司編）2001年版、2006年版、2011年版、2016年版より算出した。

3. 中国における学位制度の導入と展開

中国では、中華民国期にすでに学位制度の導入と整備が行われ、1935年には「学位授与法」が制定された。また、同年には「碩士学位試験細則」が、1940年には「博士学位試験細則」が制定された。ただし、1935年から1949年までの14年間で、学士学位と200余りの碩士学位が授与されただけで、博士学位は授与されなかった¹⁶。

中華人民共和国成立後は学位制度創設の必要性がしばしば訴えられ、例えば1950年代半ばや1960年代前半には「中華人民共和国学位条例（草案）」が起草された。しかし、学位はブルジョア階級のものであるという観念も根強く存在し、また政治的変動に翻弄されて、学位制度の整備は結局1980年の「中華人民共和国学位条例」制定まで待たなければならなかった。一方でこの間には、新しい社会主義国家にふさわしい大学院教育のあり方が模索され、中国語で「研究生」と呼ばれる大学院学生の教育が実施された。

文革終結後、とりわけ1978年の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議以後、鄧小平が何度も学位制度建立の必要を訴えたこともあり、学位制度設立の気運が再び高まった。そして、「中華人民共和国学位条例（草案）」が1980年2月に国務院常務会議で審議承認され、第5期全国人民代表大会常務委員会第13回会議での審議承認を経た後、1981年1月1日から正式に「中華人民共和国学位条例」（以下、学位条例と略）として施行された。また、同じく1981年には「中華人民共和国学位条例暫定実施規則」（以下、実施規則と略）が公布され、学位制度の基本的な枠組みが整えられた。

これらの法規に基づけば、中国の学位制度は次のようになっている。まず、学位の種類については、「学士、碩士、博士の3つの級に分かれる」（学位条例第3条）とされている。また学問分野の種類は、「哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学」（実施規則第2条）と規定されていたが、その後現在までに、軍事学、管理学、芸術学などが加えられている。

なお、1990年以降、日本の専門職学位に類似した専門学位（原語は「專業学位」）の授与が行われるようになってきている。これは「職業的背景を有する一種の学位」であり、「特定職業の高度専門人材を養成するために」設けられている¹⁷。一般には碩士学位のレベルで設定されるが、博士学位や学士学位のレベルにも存在している。

次に、学位授与権を有する機関に関しては、「学士学位は、国務院が権限を与えた高等教育機関が授与する。碩士学位、博士学位は、国務院が権限を与えた高等教育機関と科学研究機関が授与する」（学位条例第8条）と定められている¹⁸。注意が必要なのは、碩士学位及び博士学位の授与権は、高等教育

¹⁶ 《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 1949-1981』中国大百科全書出版社、1984年、639頁。

¹⁷ 「專業学位設置審批暫行辦法」国務院学位委員会辦公室・教育部研究生工作辦公室編『学位与研究生教育文件選編』高等教育出版社、1999年、49～50頁。

¹⁸ この規定に見られるように、中国では学位授与権の付与は、中央政府の教育行政部門（中国では教育部）ではなく、国務院（日本の内閣に相当）によって行われる。本稿では詳述しないが、学位をめぐる

機関だけでなく科学研究機関にも与えられることがあるという点である。つまり、硕士学位及び博士学位は必ずしも高等教育機関のみで授与されるわけではなく、したがって大学院教育段階の碩士課程や博士課程も高等教育機関のみに設置されるわけではないのである。2016年時点でも、217の科学研究機関で大学院学生の養成が行われている。そして、碩士課程大学院生総数の1.1%にあたる1万8,429人、博士課程大学院生総数の2.3%にあたる7,867人がそうした科学研究機関で学んでいる¹⁹。

さらに、学位授与の条件として、例えば学士学位を取り上げると、「高等教育機関の本科課程卒業生で、成績が優れ、次に挙げる学術水準に達した者には、学士学位を授与する」とされ、(1)当該学問分野の基礎理論と専門知識、基本技能を比較的しっかりと身につけていることと、(2)科学研究活動に従事するか、もしくは専門技術の業務を担う基本的な能力を備えていることの2点が条件として挙げられている(学位条例第4条)。あわせて、学士学位の授与権を持たない高等教育機関は、学士の学術水準に達していると認められる学生について、「機関が近隣の、当該系統で当該地域にある、学士学位を授与する高等教育機関に推薦するものとする」(実施規則第4条)ことも規定されている。また硕士学位では、「高等教育機関と科学研究機関の大学院学生、もしくは大学院課程の卒業と同等の学力を有する者で、硕士学位の科目試験と論文の口頭試問を通して成績が合格となり、次に挙げる学術水準に達した者には、硕士学位を授与する」とされ、(1)当該学問分野において、揺るぎのない基礎理論と体系的な専門知識を身につけていることと、(2)科学研究活動に従事するか、もしくは独立して専門技術の業務を担う能力を備えていることの2点が条件として挙げられている(学位条例第5条)。博士学位の授与条件の示し方も、硕士学位と同様である。

これらの規定からは、課程の修了(=卒業)と学位の授与には次の2つの意味でズレがあることがわかる。1つは、学位が授与されるためには、たんに教育課程の修了だけでなく、学修の成果が所定的水準に到達していることが求められている。つまり、課程の修了が認められて卒業証書は取得できるものの学位は授与されないという卒業生があり得るのである。もう1つは、特に学士学位の場合に、卒業証書と学位の授与機関が異なることがあり得る。例えば、成人高等教育機関で本科課程を終えたときには当該機関の卒業証書を取得するが、もしその卒業生が学士学位を得ようとするれば、学位授与権を有する他の高等教育機関に申請することになり、その結果学位の授与が認められれば、学位は卒業したのとは違う機関から与えられるはずである。同様のことは、高等教育独学試験で本科課程の卒業証書を取得した者にも言える。

一例として、復旦大学における学士学位の授与に関する規定²⁰を見てみると、同大学で学士学位を授与する対象は「普通高等教育の本科課程卒業生」、「成人高等教育の本科課程卒業生」、そして「留学生

権限がこのように定められていることは、中国における学位の特徴の1つを表していると考えられる。

¹⁹ 以上の統計は、中華人民共和国教育部発展規劃司編、前掲書、2017年、26-29頁による。

²⁰ 「復旦大学学士学位授与工作細則」(1991年9月制定、2013年1月修訂)

(<http://www.fudan.edu.cn/files/gzdz/40.pdf>、2018年8月2日最終確認)。

の本科課程卒業者」の3つに区分されており、それぞれの対象について学位授与基準が定められている。「普通高等教育の本科課程卒業者」は、規定の単位を修得し、教育課程の要求に到達して卒業が認められていることとともに、所定の計算式による平均成績が一定以上であることが条件となっている。

「留学生の本科課程卒業者」では、それらの条件に加えて、一定以上の中国語能力を有することが求められている。これに対して、「成人高等教育の本科課程卒業者」の場合には、本科課程の卒業を前提としたうえで、卒業論文等の成績が75点以上か「良好」以上であること、一定の外国語能力を有することとともに、成人高等教育の卒業者ではすべての科目の平均が75点以上であること、高等教育独学試験参加者ではすべての科目で合格であることが条件として示されている。ここで「成人高等教育の本科課程卒業者」として想定されているのはおそらく、復旦大学で行われている成人高等教育や高等教育独学試験参加者を対象としたプログラムで学ぶ者であろうが、上述した国レベルの法規とあわせて考えると、規定上は他機関の卒業者でも申請することはできると思われる。

また、碩士課程や博士課程には、日本の論文博士制度と同様、コースワークを経ることなく学位を取得するルートが整備されている。このルートでは教育機関に在籍することが求められない。

最後に、実際の学位授与状況を確認すると(2016年)、普通高等教育の本科課程卒業者が374万3,680人いたのに対して、学位授与数は365万9,686人となっている。これらの数値からすれば、人数にして約8万4千人、全体の2.2%は、卒業が認められたが学位を取得していないことになる。また、碩士課程、博士課程の修了者はそれぞれ50万8,927人、5万5,011人だったのに対して、対応する学位の授与数は50万5,421人(修了者に対する比率は99.3%)、5万3,360人(同97.0%)である。両者の数値が一致していないことは、比率はごくわずかだが、学位を取得することなく卒業する者がいることを示している。一方で、成人高等教育について見れば、本科課程卒業者102万1,846人に対して学位授与数は14万2,821人とどまっておらず、またインターネットを利用した教育では、本科課程の卒業者が70万906人いたのに対して、学位授与数は5万6,694人となっている²¹。

おわりに

ここまで述べてきた内容から、中国における高等教育と学位の特徴的なありようは次の4点に整理することができる。第1に、中国の高等教育制度は、機関と教育の種類が多様に組み合わせられて形成されている。高等教育機関は目的にしたがって多様な種別が設けられ、教育の種類も教育を提供する方法や対象によって区分されているが、両者は必ずしも一対一に対応するわけではなく、ある程度の対応関係は認められるものの、複雑に入り組んでいる。

第2に、教育課程の段階に注目すれば、大きく大学院課程(碩士課程、博士課程)と本科課程、専

²¹ 以上の統計は、中華人民共和国教育部発展規劃司編、前掲書、2017年、25頁による。

科課程に分けられるが、それぞれの課程は、どのような高等教育機関でどのような種類の教育として提供されていても、同等のものとして扱われることになっている。例えば、本科課程であれば普通高等教育として提供されても成人高等教育として提供されても、さらには軍事高等教育として提供されている場合であっても、またそれが普通高等教育機関、成人高等教育機関、軍事高等教育機関のいずれで提供されていても、その修了学歴（＝卒業）は同等のものとして国によって認められている。

第3に、中国で高等教育修了学歴を取得できるルートとして、そうした正規の高等教育機関によって提供される教育課程とともに、高等教育独学試験制度がある。高等教育独学試験制度では必ずしも特定の機関に在籍する必要がないが、この制度を通じて取得された卒業証書も、正規の高等教育機関の修了学歴（＝卒業）と同等のものとして扱うこととされている。

第4に、学位は1980年に制度として導入されて以降、学位授与権を与えられた高等教育機関や科学研究機関で授与されている。学位授与の条件として、教育課程の修了（＝卒業）に加えて所定の基準に到達していることが求められているため、卒業は認定されたが学位が授与されないという卒業者が存在する。他方で、学位が授与される対象には、普通高等教育の卒業者だけでなく、同等のものとして扱うことになっている成人高等教育の卒業者や高等教育独学試験の卒業者も含まれる。つまり、第2、第3の点とあわせれば、どのようなルートで取得したかにかかわらず本科課程の卒業は同等のものとして扱われ、それらに加えて所定の基準に到達すれば学位の授与が行われるのである。同時に、博士学位だけでなく、碩士学位についてもコースワークを経ることなく授与されるルートが設けられている。

以上のように、中国では、高等教育の多様な教育課程が、様々な目的に応じて設置された高等教育機関や教育の種類で提供され、それらでの学修の成果は同等のものとして国によって承認されている。これに対して、学位は学位授与権を有する機関によって、そうした同等の課程の修了者を対象に授与されることになっている。つまり、教育課程は多様な形式で提供される一方で、学位は学位授与権を有する機関のみが授与できるという制度になっている。しかも両者は、日本におけるような「課程の修了（＝卒業）＝学位授与」ではなく、課程の修了（＝卒業）に加えて一定の水準に到達していることを条件として学位が授与されるという関係になっているのである。

中国の高等教育機関と交流を進めたり、中国からの留学生を受け入れたりするにあたって、以上のような制度を理解しておくことは有益であろう。また、このように国によって異なる制度が存在していることに自覚的になることが、留学生の受け入れや送り出しを含む国際交流に携わるうえで重要であることは言うまでもない。本稿がこうした点で何らかの手がかりやきっかけとなれば幸いである。